

一般国道 425 号改築工事（福井バイパス・和歌山県田辺市龍神村柳瀬地内から同市龍神村福井地内まで）に関する事業認定理由

平成 19 年 5 月 29 日付けで和歌山県から申請のあった一般国道 425 号改築工事（福井バイパス・和歌山県田辺市龍神村柳瀬地内から同市龍神村福井地内まで）について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県田辺市龍神村柳瀬地内から同市龍神村福井地内までの延長約 2,440 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 425 号改築事業（福井バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号の一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号）附則第 3 項の規定に基づく一般国道の改築であり、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けていないこと及び和歌山県内に存することから、道路法第 13 条第 1 項の規定により和歌山県が道路管理者となるので、起業者である和歌山県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

得られる公共の利益

一般国道 425 号（以下「本路線」という。）は、三重県尾鷲市を起点とし、紀伊半島を横断する形で奈良県吉野郡上北山村、下北山村、十津川村を經由して和歌山県に入り、田辺市、日高郡印南町を經由して御坊市に至る延長約 175 km の幹線道路である。

和歌山県内における本路線は、広域幹線道路網を構成する路線として位置づけられていることに加えて、県内の防災拠点を連絡する第 1 次緊急輸送道路（代替ルート）に指定されている重要な道路である。

しかしながら、本件区間に対応する現道（以下「現道」という。）は、二級河川日高川沿いの狭く蛇行した山間溪谷を通過していることから、幅員が 3.5 m ~ 4.2 m と狭小で、一部の区間を除いて車線の区分がなく、曲線半径が 30 m 以下の屈曲部が 13 箇所あるため、車両相互のすれ違いにも支障をきたしており、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されている状況に

ある。このため、現道は、幹線道路としての機能はもとより、緊急輸送道路としての機能についても十分に発揮できておらず、これまでもカーブミラー設置等の交通安全対策がとられてはいるものの、依然として交通事故が発生している状況にある。

本件事業の完成により、線形良好な2車線のバイパスが整備され、自動車の安全かつ円滑な交通が確保されることにより、広域幹線道路網が強化されるとともに、災害時における緊急輸送に要する時間の短縮が図られ、緊急輸送道路としての機能が向上することとなる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で既存の調査資料等を基に検討を行ったところ、自動車の走行に起因する騒音、振動及び大気汚染について、いずれも環境基準を満たすものと予測している。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### 失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第4級の規格に基づき2車線のバイパスを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業におけるルートについては、主にトンネル構造でバイパス道路を新設する案（申請案）の他に、現道拡幅案及び現道拡幅・バイパス併用案について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び支障物件が最も少ないこと、事業期間が最も短いこと、工事施工が比較的容易であること、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断

される。

#### 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### 事業を早期に施行する必要性

3 で述べたように、現道は、幅員狭小で線形が悪いことから車両相互のすれ違いにも支障をきたしており、依然として交通事故が発生している状況を踏まえると、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第 20 条の規定に基づき事業の認定をするものである。